

情報通信技術分科会決定の改正について

平成27年1月21日
情報通信審議会事務局

情報通信技術分科会における委員会設置の一部改正（案）

平成二十七年 月 日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 号

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部を次のように改正する。

第一項に次の号を加える。

8 技術戦略委員会

ICT分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関する事項

附 則

この規則は、平成二十七年一月二十一日から施行する。

(別 添)

「情報通信技術分科会における委員会の設置」(平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)の一部改正(案) 新旧対照条文

○情報通信技術分科会における委員会の設置 (平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌 1～7 (略)</p> <p>8 技術戦略委員会</p> <p>ICT分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関する事項</p> <p>二 組織等</p> <p>1 分科会長の指名する委員及び専門委員</p> <p>2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。</p> <p>3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。</p>	<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌 1～7 (略)</p> <p>二 組織等</p> <p>1 分科会長の指名する委員及び専門委員</p> <p>2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。</p> <p>3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。</p>